議案第69号

損害賠償請求事件に係る和解及び損害賠償の額について

次のとおり、損害賠償請求事件に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により議会の議決を求めます。

１　事件名　損害賠償請求事件（那覇地方裁判所令和５年（ワ）第27号）

２　当事者

(1)　原告 [redacted]

(2)　被告

読谷村　代表者　読谷村長　石嶺　傳實

３　損害賠償額　15,300,000円

４　和解内容　別紙のとおり

令和６年12月10日提出

読谷村長　石　嶺　傳　實

和　解　内　容

原告　[redacted]

被告　　読谷村　代表者　読谷村長　石嶺　傳實

和解案

１　被告は、原告に対し、本件損害賠償金として1530万円の支払義務があることを認める。

２　被告は、原告に対し、前項の金員を令和●年●月●日（和解成立の概ね１ヶ月後の具体的な日付）限り、●●銀行●●支店の「●●」名義の普通預金口座（口座番号●●●●）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

３　原告は、その余の請求は放棄する。

４　原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

５　訴訟費用は、各自の負担とする。